

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	せんなん男女平等参画プラン管理事業				②事業番号	1511	
③事業類型	3. 政策推進事業			④開始年度	平成 14 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	○ 条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 男女平等参画推進条例 他
⑦実施手法	○ 直営	全部委託	一部委託	補助・負担	その他		
⑧関連予算科目コード	款	2	項	1	目	12	細目 12
⑨担当部名	総合政策部			⑩担当課名	人権推進課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① せんなん男女平等参画プラン	① プランの数	個
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
男女平等参画プランに掲げられた事業の実施や目標値達成の進捗管理を行い、男女平等参画審議会で意見を聴取し、男女平等参画推進本部会議に報告する。	① 主要施策数	個
	② 審議会開催数	回
	③ 本部会議開催数	回
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
プランを計画通りに進める。	① 計画どおり以上の主要施策数	個
	① 計算式	
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女平等の社会の実現につながる。	政策(章)	1 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち
その他の体系上の位置付け (1-2-1-2): 推進本部会議に諮り、全庁的に政策決定過程への女性の参画促進に努めている。	施策大(節)	2 男女がともに個人として尊重され、自由な活動ができるまちをめざします
	施策中	1 男女平等参画社会実現に向けての意識づくり
	施策小	1 男女平等参画の意識づくり

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	プランの数	個	1	1	1	1	1	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	主要施策数	個	15	15	15	15	15	
活動指標②	審議会開催数	回	1	2	1	1	2	平成29年度は、男 女平等参画プランの 中間見直しを行っ た。
活動指標③	本部会議開催数	回	1	3	1	1	3	
成果指標①	計画どおり以上の主要施策数	個	14	14	14	14	—	
成果指標②								
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.19	0.45	0.44	0.44		事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,526	3,614	3,567	3,567		平成29年度は、男 女平等参画プランの 中間見直しを行った ため、見直しに係る 業務量が増加したこと による。
	直接事業費	千円	38	74	25	165		
	総事業費	千円	1,564	3,688	3,592	3,732		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	1,564	3,688	3,592	3,732		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨、理念等を踏まえ平成14年に「せんなん男女平等参画プラン」が策定されたことによる。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	現在、平成24年より第3次男女平等参画プランを遂行中。市、市民、教育関係者、事業者が連携・共同し「男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指している。今後も、国が「すべての女性が輝く社会」の実現を成長戦略の中核に据えていることに加え、社会に男女平等参画の実現が達成されるまで、引き続き、事業の推進が求められるものとする。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	男女平等参画プランに基づく施策を目標値に近づけるように努力することが、男女平等参画社会の実現につながる。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	計画の進捗は市の責務であるとされている。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	男女平等参画推進条例のもと、男女平等参画プランは「泉南らしい男女平等社会の実現」にとって非常に重要な役割を担うものである。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	男女平等参画社会の推進が図れない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	第3次せんなん男女平等参画プランに掲げる進捗目標値の実現に向け、取り組んでいる。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができますか。)	ア. ある イ. ない	進捗管理の方法等について検討する必要がある。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	男女平等参画推進条例に基づく事業であり、類似事業はない。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費+人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	現行の取組を継続していくことが重要である為、今以上のコスト削減は難しい。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	受益者負担にはなじまない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A~D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 エ. 休止 オ. 廃止	(年まで) (年から) (年から)
	<今後の展開方針> - 重点化する(集中的なコスト投入) - 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) - 効率化する(コストを下げる) - 簡素化する(規模を縮小する) - 統合する(他の事務事業と統合する)	
①改革、改善の具体案、実施年度など		—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—